

前橋高等特別支援学校

進路だより



進路指導部

卒業後の障害福祉サービス事業所の 利用について(流れ)

<対象となるサービス事業所>

日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型)を提供する すべての事業所

<手続きの流れ>

- ①3年の10月の個別面談で希望する事業所について相談・決定したら、各市町村の 障害福祉担当窓口に「利用申込書」を提出します。
 - **※受付期間は、例年11月10日まで(今年は休日なので異なります)となっています。期間を過ぎても受付はできます。**
 - ※希望は、事前に実習や見学をした事業所を3か所まで書けます。
- ②利用申込みを受け付けた市町村が事業所へ連絡し、事業所が受け入れについて判断 (利用可能か待機かなど)を行います。
- ③事業所から受け入れ連絡を受けた市町村が、事業所の受け入れ状況をご家庭に連絡 (通知)します。
- ④市町村から通知が届いたら、本人・保護者は事業所を利用する意思を市町村と事業 所に連絡します。
- ⇒利用する事業所が決定したら、各市町村や相談支援事業所のサポートを受けながら事業所と契約を結び、利用開始となります。

<備考>

- ・申し込んだ事業所を利用しない場合には、市町村に連絡をしてください。
- ・『障害福祉サービス事業所の利用状況』について、「群馬県HP」の「心身障害者福祉センター」内で公開をしています。現在の状況ではありませんが、参考になさってください。



